

別紙

仕 様 書

本件業務における仕様は次のとおりです。

1 業務概要

- (1) 件 名 子育て世帯向けシティプロモーション映像・デザイン制作業務委託
- (2) 履行場所 東御市役所
- (3) 業務内容 項番3のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (5) 上限金額 金7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 目的

東御市で実施している子育て・教育施策及び子育て環境をコンテンツにシティプロモーションを行い、東御市の知名度向上を図ることで都市部の子育て世帯を訴求し移住定住の促進を図ることとする。あわせて、各種ノベルティ等を通じて本市の魅力を視覚的・体験的に伝え、認知度向上や関係人口の拡大につなげることを目的とする。

3 業務内容

(1) 動画の作成

以下の内容を基本とした動画の作成を行うこと。ただし、動画の時間は協議のうえ、変更も可能とする。

- ア 5分程度×1本（CHAPTERを分けて編集または別動画も可）…里山探検や朝鑑賞というコンテンツを有効に使い、子育て世帯を訴求するシティプロモーションとなるような動画作品。
- イ 30分程度×1本（10分×3本に分けて編集も可）…東御市で実施している教育プログラムを体験するふるさとPR大使と子育ての専門家とのクロストークの動画作品（日程調整により参加者は流動）。

(2) パンフレットの作成

- ア 里山探検や朝鑑賞のほか、子育て世帯へ訴求する内容のパンフレットを作成する。
- イ パンフレットは都心でのイベントや移住セミナーで配布することを想定している。

(3) 「とうみふるさとカプセルトイ（仮称）」の制作

- ア ふるさと納税の返礼品になっている特産品をイメージした玩具や公式キャラクターのグッズ、その他東御市の魅力が伝わる要素を景品としたイベント時に活用するカプセルトイを制作すること。
- イ カプセルトイ本体は可動式とする。また背負える仕様とし、イベント時にプロモーションの一環として使用することを想定している。

(4) シティプロモーションに資するノベルティ制作

ア 認知度向上、関係人口の拡大に向けて、シティプロモーションに資するノベルティの制作をおこなう。

4 動画の仕様

- (1) 動画制作にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成及び台本（絵コンテ含む。）を制作すること。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) 動画内で使用する映像については、東御市が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する動画素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (3) 本動画に市民の出演シーンを取り入れる場合には、配信しようとする媒体や東御市のホームページ、YouTubeなどの媒体で配信することの同意を得るとともに肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に東御市への了承を得たうえで必要となる一切の手続きを行うこと。
- (4) 撮影は業務用デジタルハイビジョン以上のカメラで撮影し、編集も行うこと。なお、東御市等が保有する既存の映像素材の利用は可とするが、時代考証に留意し、必要なものは新たに撮影を行うこと。
- (5) 制作動画は、アクセシビリティに配慮し、高齢者や障がい者を含めたすべての人に理解しやすい内容とすること。
- (6) 必要に応じて、テロップの挿入やBGMをつけること。
- (7) BGM等用の音楽素材の使用に関しては、著作権フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受注者において手続きを行うこと。
- (8) 動画の規格は、画面アスペクト比16:9、画面解像度は、原則として4K解像度とし、提案でフルHD解像度も可とする。方式はプログレッシブ方式で、映像のビットレート、フレームレート、サンプルレートは各社からの提案によるものとする。また、画像・音声鮮明に視聴できることとする。
- (9) 動画制作は2本とし次のように制作すること。
 - ア 晴天率の高い東御市での外遊び動画（里山探検）外のイメージ
 - イ 東御市が実施している独自の学習体験プログラム動画（朝鑑賞）中のイメージ
 - ウ 学習体験プログラムを体験するふるさとPR大使の丸山智己さんの動画（子育て専門家とのクロストークも含む）
- (10) 東御市の子育てという視点から東御市の魅力が分かりやすく伝わる動画とすること。
- (11) 晴天率が高い市のため、外遊びのプログラムやフィールドが充実していることを伝える動画とすること。

- (12) 上記(10)(11)のみに捕らわれず、本市の魅力が伝える内容であり、単なる記録動画とならないように創意工夫すること。

5 パンフレットの仕様

- (1) パンフレット制作にあたっての企画立案を行うこと。また、企画に基づき構成を制作すること。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) パンフレット内で使用する画像については、東御市が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する画像素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (3) 本パンフレットに市民の出演画像を取り入れる場合には、掲載しようとする媒体や東御市のホームページなどの媒体で使用する事の同意を得るとともに肖像権、意匠権その他権利等について撮影前に東御市への了承を得たうえで必要となる一切の手続きを行うこと。
- (4) 東御市の子育てという視点から東御市の魅力が分かりやすく伝わるパンフレットとすること。
- (5) 動画の内容と一体となったパンフレット内容とすること。

6 どうみふるさとカプセルトイの仕様

- (1) カプセルトイの制作および活用にあたっての企画立案を行うこと。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) カプセルトイで使用する景品及び市公式キャラクターのデザインについては、東御市が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する画像素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (3) 東御市の魅力が伝わるカプセルトイとすること。

7 シティプロモーションに資するノベルティ制作

- (1) ノベルティおよびデザインの制作および活用にあたっての企画立案を行うこと。制作にあたっては、東御市企画振興課と協議すること。
- (2) ノベルティ及びデザインについては、東御市が提供するデータ等の素材使用を妨げない。その際は事前に権利者より、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得たうえで、一切の手続きを受託者において行うこと。また、二次使用に関する画像素材の出典等情報をまとめた資料及び権利者からの転載許諾書の写し等の二次使用が適正に使用されていることが分かる資料を提出すること。
- (3) 東御市の魅力が伝わるデザインかつ統一性のあるデザインとすること。

8 成果品

(1) 動画

ア メディア DVD：1枚、Blue-Ray：1枚

DVD は一般的な家庭用プレーヤーで再生でき、また DVD ドライブ付きパーソナルコンピュータで複製画可能な形式とすること。

イ データ インターネット配信用動画ファイル

各コンテンツの映像を AVI、MOV、MP4 形式の動画配信データとして記録媒体（DVD-R 等）で納品

ウ 映像シナリオ 2部

エ 二次使用に関する資料

(2) パンフレット

ア パンフレット本体 500部

イ データ インターネットで公開可能なデータを PDF 形式で納品

ウ 二次使用に関する資料

(3) とうみふるさとカプセルトイ

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

ア カプセルトイ本体 1台（可動式、持ち運び可能で、携行可能なタイプとする）

イ カプセル 3,000個

ウ 景品 3,000個

(4) シティプロモーションに資するノベルティ

以下の内容を基本とするが、協議のうえ変更する場合がある。

ア ノベルティ（個数については協議のうえ決定）

イ 二次使用に関する資料

9 著作権

納品された動画及びサイト内の画像の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、委託業に関する計画書や報告書等は、東御市に帰属する。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、東御市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

10 その他

(1) 一般事項

ア 業務の遂行状況について随時報告すること。

イ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、東御市の指示に従うこと。

ウ 委託業務期間はもとより終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて、厳守すること。

(2) 業務体制

ア あらかじめ東御市と調整したスケジュールで行うこと。

イ 制作作業にあたっては、委託業務を総括し、東御市からの指示を受ける窓口として管理技術者を置き、市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

(3) 契約不適合責任

委託業務終了後 1 年間は契約責任期間とし、運用開始後に判明した本業務に係る契約不適合は受託者にて無償で改修すること。

(4) 協議

この仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、東御市と協議すること。